

健康保険の いろは

今月のテーマ

各種療養費の 審査のポイント について

健康保険組合連合会
組合サポート部
組合サポートグループ

健保連では、療養費の申請について電話等で相談に応じています。今回は、皆さまからのご相談が多い事例を紹介します。

治療用装具関連

小児弱視等の治療用眼鏡の申請で、作成指示書には「弱視」、レセプトでは「遠視性乱視」となっていますか。支給対象となりますか。

A

「遠視性乱視」での眼鏡作成は療養費の支給対象では

ありません。この病名で医師より眼鏡の作成を指示された場合は、弱視予防の眼鏡として自費購入となります。弱視の正式な病名は、「屈折異常弱視・不同視弱視・斜視弱視・形態覚遮断弱視」です。レセプトにおいて、「弱視」だけの記載や疑いのついた傷病名などは正式な病名ではありません。確定診断がなければ支給対象にはなりませんので、患者照会、医師照会で病名等を確認の上、判断してください。

A

弾性ストッキングの申請で、自費診療で装着指示書の交付を受けていることが判明しました。保険診療でなくても支給対象となりますか。

弾性着衣等に限らず、療養費の支給対象となる治療用装具は、医師が保険診療を行い、治療遂行上必要と認め、指示したものに限り、従って、たとえ医師から指示されたとしても、自費診療の診察で指示された装具については、同じく自費購入となります。

治療用装具として保護帽子の申請がありました。患者照会の結果、開頭手術はしたものの、今後人工骨を入れる再手術は行わないとのことでした。支給対象となりますか。

A

「保護帽子（頭蓋骨欠損部分保護）」の支給については「1965・10・19保文発453」では、人工骨を挿入するまでの間、頭蓋骨欠損部分を保護するために使用したものとされています。よって、人工骨を挿入する再手術の

予定がないのであれば、支給対象外になると考えます。

また、病気の治療ではない乳児の頭のゆがみの改善のための「ヘルメット治療」は、現在、健康保険の給付対象外です。ヘルメットについても支給対象外となります。

側弯症^{そくわん}装具の申請で領収書が医療機関発行のものでした。支給対象になりますか。

A

義肢装具士ではなく、保険医療機関で購入した治療用装具は療養費の支給対象にはなりません。ただし、その保険医療機関に義肢課、義肢室等があり、医療機関内の施設内で職員として在籍する義肢装具士が装具を製作（または購入）した場合は支給対象となりますので、当該医療機関に確認の上、判断してください。

時効関連

柔道整復療養費の申請で書類に不備があり施術者へ返戻をしたところ、施術月より

2年を経過後に再申請されました。時効として取り扱ってよいでしょうか。

A

柔道整復療養費の時効は支払った日の翌日から起算して2年ですが、最初に申請書を受付した時点で時効は中断されます。その後、返戻を繰り返しても時効にはなりません。再申請があれば、審査の上、支給、不支給（一部：全部の決定を行うこととなります。返戻時には不備内容を記載し電話連絡を行うなど、不備返戻を繰り返さないようにしましょう。医療機関で同部位等の治療中の場合（外傷性の病名だけでなく内因性疾患の病名など）は、不備返戻ではなく医師照会で確定傷病名や治療の有無を確認の上、支給の可否を決定します。

資格喪失後の診療費を前保険者に返還したとして療養費の申請がありました。時効の起算日は診療日、返還日どちらになりますか。

A

この場合の消滅時効の起算日は、当該療養を受けた日の翌日となります。「被療

険者資格の喪失後に受けた療養に係る療養費請求権の消滅時効の起算日について」（2014・5・15保保発0515第1号）を確認してください。

海外療養費

海外に旅行した被保険者より、海外で受けた人工透析治療の海外療養費の申請がありました。治療目的での渡航として不支給になりますか。

A

人工透析治療を受けている患者が、渡航期間中に定期的な透析治療が必要である場合は、海外においても治療が不可欠となります。よって、治療目的での渡航ではないことを確認の上、日本の保険診療の範囲内で海外療養費の支給対象と考えます。

【療養費に関する相談について】

※療養費に関するご相談を電話で行う際には、従前の給付記録や傷病名、患者情報等を伺います。各種診療報酬明細書（レセプト）や関係資料をご用意ください。